

**令和5年度秋期特別展「律令国家成立前夜」
実施に伴う文化財資料の運搬等業務 特記仕様書**

- 1 業務の概要 令和5年度秋期特別展「律令国家成立前夜」実施にともない、下記の関係機関等が所蔵する文化財資料を対象に集荷・運搬作業及び開梱・展示作業、撤収・梱包作業、返却・運搬作業を実施する。
- 2 関係機関等 宮内庁書陵部（東京都千代田区千代田1丁目1番地）
名古屋市博物館（愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂通1丁目27番地1）
向日市文化財調査事務所（京都府向日市鶏冠井町上古23番地）
高槻市立今城塚古代歴史館（大阪府高槻市郡家新町48番地8）
太子町立竹内街道歴史資料館（大阪府南河内郡太子町大字山田1855）
天理大学附属天理参考館（奈良県天理市守目堂町250番地）
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（奈良県橿原市畝傍町50番地2）
奈良文化財研究所都城発掘調査部飛鳥・藤原地区（奈良県橿原市木之本町64）
歴史に憩う橿原市博物館（奈良県橿原市川西町858番地1）
奈良文化財研究所飛鳥資料館（奈良県高市郡明日香村奥山601）
下市観光文化センター（奈良県吉野郡下市町下市3071）
和歌山市立博物館（和歌山県和歌山市湊本町3丁目2番地）
御坊市歴史民俗資料館（和歌山県御坊市塩屋町南塩屋1123）
- 3 作業場所 和歌山県立紀伊風土記の丘（和歌山市岩橋1411）他
- 4 対象文化財資料 考古資料
- 5 業務期間 契約締結後から令和6年1月31日まで。
ただし、作業の実施日は別途指示する。
作業に要する作業員人数は以下のとおり。ただし、運転手等との兼務はないものとする。

集荷・運搬作業

- | | | | |
|--|----|------|-------|
| ① 宮内庁書陵部
*集荷後、愛知県内で車両を一泊
名古屋市博物館 | 2日 | 1人/日 | 梱包・運搬 |
| ② 天理大学附属天理参考館
奈良文化財研究所飛鳥資料館
奈良文化財研究所都城発掘調査部飛鳥・
藤原地区 | 1日 | 2人/日 | 梱包・運搬 |
| ③ 歴史に憩う橿原市博物館 | 1日 | 2人/日 | 梱包・運搬 |

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
下市観光文化センター

- | | | | |
|---------------------------------|----|------|-------|
| ④ 向日市文化財調査事務所 | 1日 | 1人/日 | 梱包・運搬 |
| ⑤ 高槻市立今城塚古代歴史館
太子町立竹内街道歴史資料館 | 1日 | 1人/日 | 梱包・運搬 |
| ⑥ 和歌山市立博物館
御坊市歴史民俗資料館 | 1日 | 1人/日 | 梱包・運搬 |

開梱・展示作業

- | | | | |
|----------------|----|------|-------|
| ⑦ 和歌山県立紀伊風土記の丘 | 2日 | 3人/日 | 開梱・展示 |
|----------------|----|------|-------|

撤収・梱包作業

- | | | | |
|----------------|----|------|----|
| ⑧ 和歌山県立紀伊風土記の丘 | 2日 | 3人/日 | 梱包 |
|----------------|----|------|----|

返却・運搬作業

- | | | | |
|--|----|------|-------|
| ⑨ 名古屋市博物館
*返却後、東京都内で車両を一泊
宮内庁書陵部 | 2日 | 1人/日 | 梱包・運搬 |
| ⑩ 天理大学附属天理参考館
奈良文化財研究所飛鳥資料館
奈良文化財研究所都城発掘調査部飛鳥・
藤原地区 | 1日 | 2人/日 | 梱包・運搬 |
| ⑪ 歴史に憩う橿原市博物館
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
下市観光文化センター | 1日 | 2人/日 | 梱包・運搬 |
| ⑫ 向日市文化財調査事務所 | 1日 | 1人/日 | 梱包・運搬 |
| ⑬ 高槻市立今城塚古代歴史館
太子町立竹内街道歴史資料館 | 1日 | 1人/日 | 梱包・運搬 |
| ⑭ 和歌山市立博物館
御坊市歴史民俗資料館 | 1日 | 1人/日 | 梱包・運搬 |

6 損害保険の加入 運搬及び展示中の作品に関わる損害保険は、展示一貫保険として補償総額1億円で加入すること。

7 留意事項 ①過去5年間に、重要文化財の梱包・輸送を受注した実績があること。

- ②美術品梱包輸送技能取得士 2 級以上の資格を有する者が常勤で所属していること。また、作業にあたっては、美術品梱包輸送技能取得士 2 級以上の資格を有する者、またはその指導を十分に受けた者を現場責任者に定めること。
- ③作業実施にあたっては、対象物品が貴重な文化財資料であるため、作業の安全確保に留意するとともに、文化財資料を損傷・毀損することがないよう、運搬等業務に支障のない人員（アルバイトは不可とする）を配置のうえ、細心の注意を払って作業を行うこと。
- ④開梱・展示作業においては、重要文化財 大日山 35 号墳出土品の常設展示室内における移動・展示作業を伴う。
- ⑤梱包材、結束材、養生材その他、文化財資料を安全に運搬移動するために要する資材等は、受託者が負担し、使用後に納品すること。
- ⑥輸送にあたっては、美術品輸送専門車を使用すること。
- ⑦集荷・返却には当館学芸員が美術品輸送専門車に同乗する。
- ⑧作業の実施にあたっては紀伊風土記の丘の担当職員と十分協議し、その指示に従うこと。